

令和3年度

財政援助団体等監査（令和2年度分）報告書

駒ヶ根市監査委員

監査 ～ 16  
令和3年 8月 4日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三 様  
駒ヶ根市議会議長 小林 敏夫 様  
駒ヶ根市行政委員会の長 様

駒ヶ根市監査委員 竹村 正司  
同 下平 昭治  
同 三原 一高

財政援助団体等監査結果の報告について

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年度分財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象

区分	監査対象補助事業等	監査対象団体等	所管課
1	駒ヶ根市若者の住宅取得補助金	32件	企画振興課
2	駒ヶ根市新生活様式に対応する衛生環境整備事業補助金	市内207事業者	商工観光課
3	駒ヶ根市有害鳥獣駆除対策連絡協議会補助金	駒ヶ根市有害鳥獣駆除対策連絡協議会	農林課
4	駒ヶ根総合文化センター 駒ヶ根市文化会館	公益財団法人駒ヶ根市文化財団	社会教育課

※区分1～3は補助金・交付金関係、区分4は指定管理関係

## 第3 監査の期日及び実施場所

令和3年5月25日(火) 駒ヶ根市役所 第5会議室(指定管理関係にあつては現地)

## 第4 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金等財政的に援助を与えている団体の中から抽出により、令和2年度に執行された出納その他の事務に関して、出納関係書類等を調査し、基本的に所管部局の関係職員から説明を聴取するとともに、必要と思われる対象については、実地監査を実施した。

なお、一般実地監査を実施した対象は、指定管理関係の区分4番 駒ヶ根総合文化センター・駒ヶ根市文化会館のみである。

監査に当たっては、財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果をあげているか、補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか、また、補助金等の公益上の必要性及び補助金等交付団体に対する指導監督が適切に行われているか、に主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

なお、本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### (1) 補助金・交付金関係の着眼点

- ① 財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果を挙げているか。
- ② 財政援助の目的の達成度を測定する手法が確立され、実施されているか。
- ③ 補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか。
- ④ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。また、指導監督した記録はあるか。
- ⑤ 補助金等に関する条件(貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等)は明確か。また、条件の履行確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- ⑦ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをしているか。また、見直しをした記録はあるか。

### <指定管理関係>

公の施設の管理に係る出納その他の事務に関しても関係法令及び指定の条件等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか、利用状況に注意を払い利用の奨励に努めているか、また、所管部局においては、管理者に関する指導監督は適切に行われているかに主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

#### (2) 指定管理関係の着眼点

- ① 管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正か。協定等には必要事項が適正に記載されているか。
- ④ 市と指定管理者の責任の分担は明確になっているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。
- ⑥ 管理業務報告書の点検は適切か。
- ⑦ 管理者に関する指導監督は適切に行われているか。
- ⑧ 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

## 第5 監査の結果

財政援助団体等に係る事務事業の執行については、監査した範囲においては概ね適正であり、財政援助の目的及び条件に沿って運営されているものと認められた。今後とも財政援助団体等と連携を図り、財政援助効果の一層の向上を期待する。

なお、一部事業に改善を要すると思われる事例も見受けられたため、令和3年7月30日付け監査～15で駒ヶ根市長に財政援助団体等監査（令和2年度分）に係る指摘事項及び要望事項として提出した。

## 第6 財政援助団体等監査（令和2年度分）に係る指摘事項及び要望事項

### I 全体的事項

- ① 補助事業者との協議・打合せに関する行き違いを防止する観点から、協議・打合せ及び指導監督等を行った場合には、記録をとり保管されたい。【要望事項】

### II 監査対象事業別事項（結果報告における対象番号順）

#### 1 駒ヶ根市若者の住宅取得補助金（総務部 企画振興課）

- ① 平成29年度（平成28年度分）財政援助団体等監査において、監査委員から「事業完了日は登記事項証明書に記載がある所有権保存の受付日にするなど統一した方がよいと考えるので検討されたい」との要望に対して、所管課より「事業完了日は登記事項証明書の所有権保存日もしくは所有権移転日に統一する」との回答を得ていたが、今回の監査においても統一がされていない状況であった。完了日の捉え方について、統一するよう再度徹底をされたい。【指摘事項】
- ② 補助金交付申請書の提出が令和元年度中で、受付及び交付決定が令和2年4月1日となっており、実績報告、補助金の確定通知及び支払いが令和2年度中というものが数件あった。駒ヶ根市補助金規則第4条第1項では補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係わる書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに交付金等を交付するかどうか決定しなければならないとされている。一方、住宅は複数年に亘り建築されることもあるため、一会計年度中に補助金の交付申請受付から支払いまでを完了させることが難しい場合も考えられるので、今後要綱の整理も視野に入れ適切な事務処理となるよう日付の捉え方について検討されたい。【要望事項】
- ③ 補助対象者が駒ヶ根市若者の住宅取得補助金交付要綱第3条の補助対象要件のいずれに該当し補助金の交付対象となるのか、進捗表（チェックシート）または、交付申請書の欄外等に記載する場所を設けるなどして、確実な管理をされたい。【指摘事項】
- ④ 平成28年度から令和2年度の5年間で補助金の交付件数が111件で、この事業に係る定住者数が371人という実績であるが、この事業に係る効果検証を実施するとともに、駒ヶ根市若者の住宅取得

補助金交付要綱第 15 条に基づき、当該補助金の交付を受けた日から 5 年以内に世帯全員が転居する等補助金返還の該当事例がないか定期的に確認をされたい。【指摘事項】

## 2 駒ヶ根市新生活様式に対応する衛生環境整備事業補助金（産業部 商工観光課）

- ① 補助金交付申請書の補助対象経費及び補助申請額について、担当課で査定をして申請者の記載した金額を棒線で消し、新たに査定額を記入する方法で事務処理がされていた。また、補助金交付申請書に添付する補助金事業計画書の事業経費の内訳欄においても同様の処理がなされていたが、審査者の氏名及び処理した日付等は何れにも記載されていなかった。

この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを推進させるための事業で、短期間で事業を構築し実施に移すだけでなく、限られた職員で多くの件数を処理しなければならないなど大変な事業であったと推察するが、申請書に直接査定金額を記載するのではなく、新たに審査書（チェック表等）を設け審査結果を記入するなど事務処理の方法について検討されたい。

また、申請金額の訂正においては、市の担当者が補助金交付申請者に電話等で確認をし、納得いただいた上で申請金額の訂正をしたとのことであるが、誰が何時連絡をし、申請者側は誰が対応したのか、トラブル回避のため内容等も含め記録に残すよう努められたい。【指摘事項】

- ② 補助金交付申請に基づき市税に未納がないか確認をされたようであるが、確認をしたという事を客観的に示すものが残されていないため、多忙を極める業務であっても今後は何時誰が確認をしたのか記録を残すように努められたい。【指摘事項】
- ③ 実績報告書に添付されている写真において、エアコン設置の着工前と完了時で撮影場所が違うものや不鮮明なものなども見受けられたので、提出いただく写真については、点検をしてから受け取るよう努められたい。【指摘事項】
- ④ 実績報告書に添付されている領収証に宛名の無いものや事業所名ではなく事業所代表者個人名のものも見受けられたので、多忙を極める事務処理であっても、細かい点にも気を配りながら受け取るよう努められたい。【指摘事項】

## 3 駒ヶ根市有害鳥獣駆除対策連絡協議会活動補助金（産業部 農林課）

- ① 駒ヶ根市有害鳥獣駆除対策連絡協議会は、駒ヶ根市、駒ヶ根市農業委員会、上伊那農業協同組合、駒ヶ根市猟友会、地区営農組合などから選出された代表者をもって構成されており、会長には駒ヶ根市農業委員会の代表が、副会長には駒ヶ根市猟友会から選出された代表者及び地区営農組合から選出された代表者が就任することに規約で決まっている。また、事務局は駒ヶ根市営農センター幹事をもって充てると対策協議会の規約に記載しており、駒ヶ根市農林課と上伊那農業協同組合の職員が業務を行っている状況である。

補助金の受領団体の事務が市内部で行われているため、職務専念義務免除の手続きや補助金の積算根拠の明確化など事務の適正化に努められたい。【指摘事項】

## 4 駒ヶ根総合文化センター・駒ヶ根市文化会館（教育委員会 社会教育課）

- ① 駒ヶ根市文化会館のホワイエ西側の一部分及び舞台裏奥の大道具搬入口付近などが雨漏りにより壁が変色しており、対策の必要性を認識したところである。また、文化会館は開館から 30 年以上経過し、基幹設備の老朽化が相当進行しているとの説明を受けた。施設管理者は改修計画等策定し、施設の長寿命化が図られるよう対処されたい。【指摘事項】

<指摘事項及び要望事項の区分について>

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

監査告示第2号

財政援助団体等監査に係る指摘事項及び要望事項について駒ヶ根市長からの回答の公表

財政援助団体等監査（令和2年度分）に係る指摘事項及び要望事項について令和3年8月30日付けで駒ヶ根市長から回答（措置の通知）があったので、地方自治法第199条第14項及び駒ヶ根市監査委員監査基準第18条第1項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和3年10月1日

駒ヶ根市監査委員	竹村	正司
同	下平	昭治
同	三原	一高

財政援助団体等監査（令和２年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>I 全体的事項</p> <p>① 補助事業者との協議・打合せに関する行き違いを防止する観点から、協議・打合せ及び指導監督等を行った場合には、記録をとり保管されたい。【要望事項】</p> <p>II 監査対象事業別事項</p> <p>1 駒ヶ根市若者の住宅取得補助金 （総務部 企画振興課）</p> <p>① 平成 29 年度（平成 28 年度分）財政援助団体等監査において、監査委員から「事業完了日は登記事項証明書に記載がある所有権保存の受付日にするなど統一した方がよいと考えるので検討されたい」との要望に対して、所管課より「事業完了日は登記事項証明書の所有権保存日もしくは所有権移転日に統一する」との回答を得ていたが、今回の監査においても統一がされていない状況であった。完了日の捉え方について、統一するよう再度徹底をされたい。【指摘事項】</p> <p>② 補助金交付申請書の提出が令和元年度中で、受付及び交付決定が令和 2 年 4 月 1 日となっており、実績報告、補助金の確定通知及び支払いが令和 2 年度中というものが数件あった。駒ヶ根市補助金規則第 4 条第 1 項では補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係わる書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに交付金等を交付するかどうか決定しなければならないとされている。一方、住宅は複数年に亘り建築されることもあるため、一会計年度中に補助金の交付申請受付から支払いまでを完了させることが難しい場合も考えられるので、今後要綱の整理も視野に入れ適切な事務処理となるよう日付の捉え方について検討されたい。【要望事項】</p>	<p>I 全体的事項</p> <p>① 指導監督等の経過は記録として残すようにします。</p> <p>II 監査対象事業別事項</p> <p>1 駒ヶ根市若者の住宅取得補助金</p> <p>① 令和 3 年度から開始した「子育て&amp;移住・マイホーム支援事業」においては、事業完了日は、登記事項証明書の所有権保存日で統一するように申し伝える。</p> <p>② 若者の住宅取得補助事業では、申請日と事業完了日が年度を跨ぐ場合には、内部的に何いにより事業完了日の属する年度の 4 月 1 日に交付決定をすることとした。令和 3 年度から開始した「子育て&amp;移住・マイホーム支援事業」においても同様のケースが想定されるため運用規定等を定めて申請日と交付決定日に大きな乖離が無いようにする。</p>

財政援助団体等監査（令和2年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>③ 補助対象者が駒ヶ根市若者の住宅取得補助金交付要綱第3条の補助対象要件のいずれに該当し補助金の交付対象となるのか、進捗表（チェックシート）または、交付申請書の欄外等に記載する場所を設けるなどして、確実な管理をされたい。【指摘事項】</p> <p>④ 平成28年度から令和2年度の5年間で補助金の交付件数が111件で、この事業に係る定住者数が371人という実績であるが、この事業に係る効果検証を実施するとともに、駒ヶ根市若者の住宅取得補助金交付要綱第15条に基づき、当該補助金の交付を受けた日から5年以内に世帯全員が転居する等補助金返還の該当事例がないか定期的に確認をされたい。【指摘事項】</p>	<p>③ 若者の住宅取得補助事業では、進捗表を作成し事業の進捗管理はしていたが、補助対象要件の該当の確認は、申請書に貼付した文書処理表に該当要件を記載したのみであった。令和3年度から開始した「子育て&amp;移住・マイホーム支援事業」においては、該当要件を確認するチェックシートを作成し管理するよう申し伝える。</p> <p>④ 事業の効果については、交付対象者が実際に取得した住宅の固定資産税額を試算したところ、平均で概ね11年～12年間で補助額程度の税収が見込めている。また、令和3年5月現在で111件の交付対象者の世帯に住宅取得以後に新たに41人の子が生まれており、取得当初の人数と合わせると400人以上となる。アンケートによりこの補助金があったため新築を決めたと明確に答えた割合は3割程度であったので、少なくとも400人の3割、120人程の若い夫婦と子どもがこの事業により転入したことになる。</p> <p>一方、駒ヶ根市の人口は平成28年から令和2年までの5年間で940人減少しており、この事業を実施しなかった場合、1,000人を超える減少となっていた。一時的な支出は多額であるが、12年程で補填できることを考慮すると長期的に見て十分効果があったと認められる。</p> <p>要綱第15条の関係については、令和8年度まで定期的に確認する。</p>
<p>2 駒ヶ根市新生活様式に対応する衛生環境整備事業補助金（産業部 商工観光課）</p> <p>① 補助金交付申請書の補助対象経費及び補助申請額について、担当課で査定をして申請者の記載した金額を棒線で消し、新たに査定額を記入する方法で事務処理がされていた。</p>	<p>2 駒ヶ根市新生活様式に対応する衛生環境整備事業補助金</p> <p>① 審査にあたって、申請の金額と区別するため、赤字にて審査結果を記載しましたが、ご指摘のとおり審査書を添付して経過を残すように改めます。</p>



財政援助団体等監査（令和2年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>また、補助金交付申請書に添付する補助金事業計画書の事業経費の内訳欄においても同様の処理がなされていたが、審査者の氏名及び処理した日付等は何れにも記載されていなかった。</p> <p>この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを推進させるための事業で、短期間で事業を構築し実施に移すだけでなく、限られた職員で多くの件数を処理しなければならないなど大変な事業であったと推察するが、申請書に直接査定金額を記載するのではなく、新たに審査書（チェック表等）を設け審査結果を記入するなど事務処理の方法について検討されたい。</p> <p>また、申請金額の訂正においては、市の担当者が補助金交付申請者に電話等で確認をし、納得いただいた上で申請金額の訂正をしたとのことであるが、誰が何時連絡をし、申請者側は誰が対応したのか、トラブル回避のため内容等も含め記録に残すよう努められたい。【指摘事項】</p> <p>② 補助金交付申請に基づき市税に未納がないか確認をされたようであるが、確認をしたという事を客観的に示すものが残されていないため、多忙を極める業務であっても今後は何時誰が確認をしたのか記録を残すように努められたい。【指摘事項】</p> <p>③ 実績報告書に添付されている写真において、エアコン設置の着工前と完了時で撮影場所が違うものや不鮮明なものなども見受けられたので、提出いただく写真については、点検をしてから受け取るよう努められたい。 【指摘事項】</p>	<p>申請額と相違がでた場合には本人に確認後、審査書に記録します。</p> <p>② 税務課からの照会回答の際に、担当者名及び日付を記載します。</p> <p>③ 事業報告の段階で設置場所が異なる場面がありましたので、申請者から理由を聞き取るようにします。また、写真の鮮明度についても気を付けます。</p>

財政援助団体等監査（令和2年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>④ 実績報告書に添付されている領収証に宛名の無いものや事業所名ではなく事業所代表者個人名のものも見受けられたので、多忙を極める事務処理であっても、細かい点にも気を配りながら受け取るよう努められたい。</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>3 駒ヶ根市有害鳥獣駆除対策連絡協議会活動補助金（産業部 農林課）</p> <p>① 駒ヶ根市有害鳥獣駆除対策連絡協議会は、駒ヶ根市、駒ヶ根市農業委員会、上伊那農業協同組合、駒ヶ根市猟友会、地区営農組合などから選出された代表者をもって構成されており、会長には駒ヶ根市農業委員会の代表が、副会長には駒ヶ根市猟友会から選出された代表者及び地区営農組合から選出された代表者が就任することに規約で決まっている。また、事務局は駒ヶ根市営農センター幹事をもって充てると対策協議会の規約に記載しており、駒ヶ根市農林課と上伊那農業協同組合の職員が業務を行っている状況である。</p> <p>補助金の受領団体の事務が市内部で行われているため、職務専念義務免除の手続きや補助金の積算根拠の明確化など事務の適正化に努められたい。<b>【指摘事項】</b></p>	<p>④ 領収書は、購入されたことの確認を第一としていましたが、内容についても留意します。</p> <p>3 駒ヶ根市有害鳥獣駆除対策連絡協議会活動補助金</p> <p>① 職務専念義務免除の手続きを適切に行い、補助金の積算根拠の明確化に留意をし、事務の適正化に努めていきます。</p>
<p>4 駒ヶ根総合文化センター・駒ヶ根市文化会館（教育委員会 社会教育課）</p> <p>① 駒ヶ根市文化会館のホワイエ西側の一部分及び舞台裏奥の大道具搬入口付近などが雨漏りにより壁が変色しており、対策の必要性を認識したところである。また、文化会館は開館から30年以上経過し、基幹設備の老朽化が相当進行しているとの説明を受けた。施設管理者は改修計画等を策定し、施設の長</p>	<p>4 駒ヶ根総合文化センター・駒ヶ根市文化会館</p> <p>① 施設全体の長寿命化を図るための改修計画等を策定し、年次的な改修ができるよう検討していきます。</p> <p>早急に改修や修繕等が必要な箇所については、適切な方法を検討する中で、予算要求などを行い、対応していきます。</p>

財政援助団体等監査（令和2年度分）の結果報告に係る指摘事項及び要望事項

指摘事項及び要望事項	措置状況（回答）
<p>寿命化が図られるよう対処されたい。 【指摘事項】</p>	
<p>&lt;指摘事項及び要望事項の区分について&gt; 【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの 【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの</p>	